

令和6年度
中央市民センター運営審議会

◆日 時 令和6年10月10日(木) 10:30~11:30

◆場 所 中央市民センター 2階 第1会議室

《 次 第 》

1 開会

2 館長あいさつ

3 委員長あいさつ

4 委員・職員紹介

5 議事

(1) 協議・報告事項

議題1 令和5年度 市民センターの利用状況について

議題2 令和5年度及び令和6年度指定管理者事業について

(2) その他

6 閉会

（資料目次）

- ・福岡市立中央市民センター運営審議会委員名簿（P3）
- ・議題1 令和5年度 市民センターの利用状況について（P4～P5）
- ・議題2 令和5年度及び令和6年度指定管理者事業について（P6～P9）

（参考資料）

- ・福岡市立中央市民センター運営審議会要綱（P10）
- ・福岡市立中央市民センター運営審議会傍聴要領（P11）
- ・福岡市立市民センター運営方針（P12）

福岡市立中央市民センター運営審議会委員名簿(敬称略)

任期:令和7年6月30日まで

委嘱区分	氏 名	役 職 名	備 考
学校教育 関係者	いけだ まさひろ 池田 昌弘	福岡市立草ヶ江小学校 校長	
	のさか かずゆき 野坂 和幸	福岡市立舞鶴小・中学校 校長	新 任
社会教育 関係者	こみね としえ 小嶺 俊江	赤坂校区人権尊重推進協議会 会長	
	はらだ ゆうじろう 原田 雄二郎	草ヶ江校区自治協議会会長	新 任
	よしかわ み え 吉川 三恵	中央区男女共同参画連絡会 書記	
	みなみ ゆきもり 南 幸盛	福岡市公民館館長会 会長 (警固公民館 館長)	
家庭教育 関係者	よしまる み よ こ 吉丸 美代子	育児支援グループ中央区ももの会 代表	
学識経験者	さかもと あきら 坂本 昭	福岡大学人文学部 名誉教授	

市民局生涯学習課職員名簿

氏 名	役 職
かやの み さ 茅野 美佐	課長 ※教育委員会市民センター館長を兼務
やました たまみ 山下 珠美	市民センター第2係長
さかくち みちこ 坂口 道子	市民センター第2係 係員

中央市民センター指定管理者

指定管理者	株式会社 シンコー
-------	-----------

議題Ⅰ 市民センターの利用状況

◆ 施設別利用状況

施設	年度	令和5年度		令和4年度		令和3年度	
	開館日数	347日		345日		269日	
		件数	人数	件数	人数	件数	人数
ホー ル		326	57,317	334	49,339	223	32,389
視 聴 覚 室		545	10,851	557	10,412	422	6,990
音 楽 室		777	8,532	781	7,294	538	4,571
実 習 室		691	6,073	718	5,961	489	4,221
第 1 会 議 室		589	11,010	621	9,675	436	6,976
第 2 会 議 室		647	7,595	645	6,871	470	4,754
第 3 会 議 室		728	5,316	672	4,897	474	2,990
第 1 和 室		564	2,718	552	2,547	379	1,711
第 2 和 室		446	2,047	447	1,966	326	1,409
合 計		5,313	111,459	5,327	98,962	3,757	66,011

◆ 他市民センターとの利用状況比較

※東：R3～5年度 一部ワクチン接種会場となったため利用制限あり

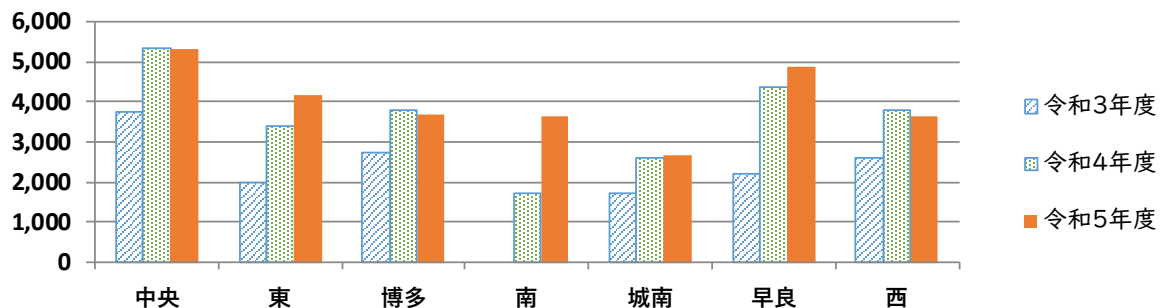
南：R3年3月～R4年7月 大規模改修工事に伴い休館

早良：R3年6月～R4年2月 ホール改修

城南：R6年2月～ホール改修中

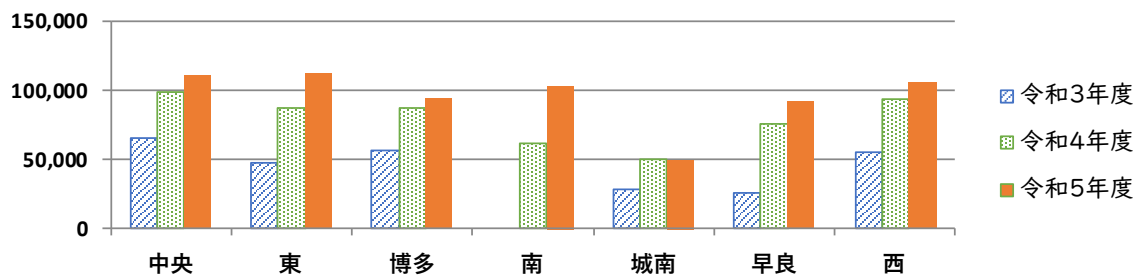
【利用件数(件)】

センター 年度	中央	東	博多	南	城南	早良	西
令和3年度	3,757	1,986	2,762	改修	1,745	2,205	2,612
令和4年度	5,327	3,395	3,782	1,736	2,623	4,390	3,817
令和5年度	5,313	4,159	3,687	3,666	2,685	4,899	3,650



【利用人数(人)】

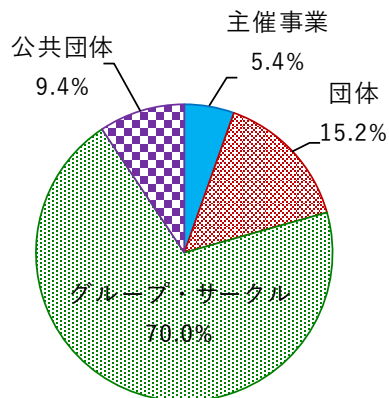
センター 年度	中央	東	博多	南	城南	早良	西
令和3年度	66,011	46,866	57,009	改修	28,162	25,810	55,630
令和4年度	98,962	87,046	86,690	61,620	50,331	76,215	93,676
令和5年度	111,459	112,663	94,017	103,079	48,932	91,452	105,570



◆ 利用区分別利用状況

利用区分	令和5年度		令和4年度		令和3年度	
	件数	人数	件数	人数	件数	人数
主催事業	289	5,183	315	4,141	190	1,986
団 体	807	31,829	858	29,887	652	21,759
グループ・サークル	3,720	36,030	3,730	35,670	2,627	22,608
公共団体	497	38,417	424	29,264	288	19,658
合計	5,313	111,459	5,327	98,962	3,757	66,011

《令和5年度の利用状況(件数の割合)》

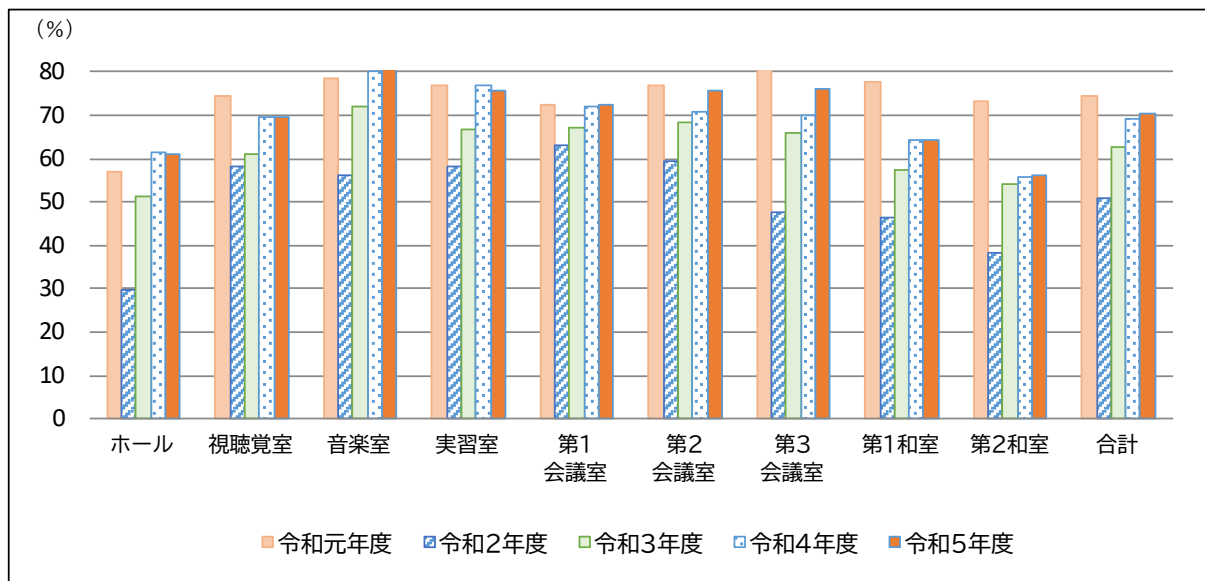


<利用区分>

- 主催事業
 - ・市民センター主催事業
- 団体
 - ・社会教育関係団体、地域団体、企業、NPOなど
- グループ・サークル
 - ・音楽、絵画、短歌、子育てなど共通の目的や趣味をもつ任意の団体
- 公共団体
 - ・主催事業を除く、本市の利用や国・県の利用

◆ 施設別利用率 (%)

年度	ホール	視聴覚室	音楽室	実習室	第1会議室	第2会議室	第3会議室	第1和室	第2和室	合計
令和元年度	56.8	74.6	78.6	76.8	72.4	76.9	82.0	77.8	73.1	74.3
令和2年度	29.7	58.3	56.2	58.2	63.1	59.3	47.8	46.4	38.2	50.8
令和3年度	51.3	61.0	72.1	66.9	67.3	68.2	65.8	57.5	54.2	62.7
令和4年度	61.4	69.7	80.3	77.1	72.1	70.8	70.0	64.5	55.7	69.1
令和5年度	61.1	69.5	81.4	75.8	72.4	75.7	76.1	64.4	56.0	70.3



※ 利用率 : ①利用回数 ÷ ②利用可能回数

① 利用回数 : 1日の利用区分を午前、午後、夜間の3回とし、利用の形態から利用回数を算出

② 利用可能回数 : 1日の利用区分(3回)×開館日数

議題2 令和5年度及び令和6年度指定管理者事業について

1 令和5年度指定管理者事業

(1) 講座、講演会、研修会等

事業名	実施時期	参加者数
ボランティア養成講座 ・人形劇ボランティア養成講座 ・園芸ボランティア養成講座 ・音楽でボランティアパワーアップ講座	5月10日(水) 5月31日(水) 全2回 2月21日、3月6日(水)	12名 10名 33名
パソコン講座エクセル初級編	全5回 6月2日、9日、16日、 23日、30日(金)	22名
人権文化セミナー ・「思いやりで社会を変える～飲酒運転撲滅への願い～」 ・「スマホ(メディア)とのつきあい方～子どもとメディアとの新しい関係について～」	7月14日(金) 7月21日(金)	40名 47名
中央区人権を考えるつどい 「映画『破戒』上映」	9月14日(木)	331名
暮らしのセミナー 健康医療講座 ・「生活習慣病 ～糖尿病～」 ・「膝関節について」	2月1日(木) 2月6日(火)	41名 42名

(2) 文化振興事業

事業名	実施時期	参加者数
ロビーコンサート ・ギターアンサンブル ・木管アンサンブル ・オカリナアンサンブル ・フルート三重奏	4月19日(水) 7月29日(土) 11月12日(日) 1月27日(土)	80名 65名 60名 63名
夏のファミリー映画会 「さかなのこ」	8月26日(土)午前・午後	午前215名 午後190名
中央市民センター文化祭 「サークル発表会」 「学生合同発表会」	9月27日(水) 10月29日(日)	観客186名、出演118名 観客269名、出演186名
親子で楽しむクリスマスコンサート 「生の音楽宅配便」	12月16日(土)	大人95名、子ども90名
こどもお正月お楽しみ会	1月13日(土)	55名

(3)その他事業

事業名	実施時期	参加者数
みんなの情報広場(掲示板) 中央市民センターホームページ	通年	—
緑のカーテン 一人一花(花いっぱい)運動	通年	—
季節のディスプレイ 自然観察コーナー	通年	—
自習室の提供	学校の夏・冬・春休み期間	延べ 241 名
コミュニティボード	通年	—

2 令和6年度指定管理者事業(実績は8月末時点)

(1) 講座、講演会、研修会等

事業名	実施時期	参加者数
ボランティア養成講座 ・演芸ボランティア養成講座 ・お手玉ボランティア養成講座	4月23日(火) 3月	32名 定員20名
くらしのセミナー健康講座 ・熱中症対策セミナー ・紫外線対策と、血めぐり改善と睡眠習慣	5月8日(水) 5月8日(水)	41名 38名
パソコン講座エクセル初級編	全5回 6月7、14、21、28日 7月5日(金)	20名
人権文化セミナー ・LGBTQの基礎知識とトランスジェンダー 当事者の困難について ・家族のケアをする子どもたち「ヤングケアラー」	6月19日(水) 6月26日(水)	40名 49名
中央区人権を考えるつどい JOY倶楽部ミュージックアンサンブル コンサート	9月26日(木)	定員500名

(2) 文化振興事業

事業名	実施時期	参加者数
ロビーコンサート ・女性コーラス TSUGUMI ・福岡フルートコンソート ・いそら会アンサンブル ・キネマチコル	4月3日(水) 8月3日(土) 11月22日(金) 2月	40名 60名 20席 20席
夏のファミリー映画会 「長ぐつをはいたネコと9つの命」	8月24日(土)	午前201名 午後237名
中央市民センター文化祭 サークル発表会	10月27日(日)	定員500名
クリスマスコンサート 生の音楽宅配便	12月14日(土)	定員300名
こどもお正月遊び体験	1月18日(土)	定員60名

(3)その他事業

事業名	実施時期	参加者数
みんなの情報広場(掲示板) 中央市民センターホームページ	通年	—
緑のカーテン 一人一花(花いっぱい)運動	通年	—
季節のディスプレイ 自然観察コーナー	通年	—
自習室の提供	学校の夏・冬・春休み期間	夏休み 延べ 206 名
コミュニティボード	通年	—

福岡市立中央市民センター運営審議会運営要綱

(目的)

第1条 この要綱は、福岡市立市民センター条例施行規則第30条第2項の規定に基づき、福岡市立中央市民センター運営審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 審議会の委員の定数は、15人以内とする。

(委員の任期)

第3条 審議会の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 審議会に、委員長及び副委員長を置く。
2 委員長及び副委員長は、委員のうちから互選する。
3 委員長は、審議会を総理し、審議会を代表する。
4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、館長が必要と認めるときに招集する。
2 委員長は、会議の議長となり、議事を司る。
3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

附 則

(施行期日)

第1条 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この要綱の施行の際、現に審議会の委員である者は、この要綱の施行の日に第3条の規定による審議会の委員になったものとみなし、その任期は同条の規定による残任期間と同一の期間とする。

福岡市立中央市民センター運営審議会傍聴要領

(傍聴の手続)

第1条 運営審議会の会議を傍聴しようとする者は、会議の開催の15分前までに整理番号票（別紙様式）の交付を受け、係員の指示に従って、傍聴席に着かなければならない。

(定員)

第2条 傍聴を希望する者が定員（10名）を超える場合には、抽選により決定する。

(入場の制限)

第3条 次の各号のいずれかに該当する者は、入場することができない。

- (1) 酒気を帯びていると認められる者
- (2) 会議の妨害となると認められる器物等を携帯している者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、会議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすと認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第4条 傍聴人は、次の事項を守らなければならない。

- (1) みだりに傍聴席を離れないこと。
- (2) 私語、談話、拍手等をしないこと。
- (3) 議事に批評を加え、又は賛否を表明しないこと。
- (4) 携帯電話、パソコン等の情報通信機器の電源を切ること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、会議の妨害となるような行為をしないこと。

(撮影等の禁止)

第5条 傍聴人は、傍聴席において写真等を撮影し、又は録音をしてはならない。ただし、特に議長の許可を得た者は、この限りではない。

(退場)

第6条 傍聴人は、公開できない議事の場合、又は議長から退場を命じられたときは、速やかに退場しなければならない。

(その他の指示)

第7条 この要領に定めるもののほか、傍聴人は議長の指示に従わなければならない。

福岡市立市民センター運営方針

近年の少子・高齢化や国際化・情報化の進展による社会の急激な変化に伴い、さまざまな社会課題が生じており、価値観や行動の多様化も急速に進んでいます。これらに対応するためにも、学習の重要性はますます高まっています。

このような状況の中、市民一人ひとりが生涯にわたって生きがいを持ち、充実した生活を営むことができる社会の実現のためには、これまでの経験や知識を活かしながら人々がともに学び合う学習機会や、学ぶ人が学習している自覚を持ち、その成果を実感することで次の学習への意欲につながるような体験、学習成果の還元による地域コミュニティのさらなる活性化などが求められます。

これらを踏まえ、市民センターにおいては、市民一人ひとりが豊かで充実した人生を送るうえで、生涯にわたる「学び」が重要であることをしっかりと認識し、「学びの楽しさ」を実感できるよう、利用者の立場に立った生涯学習を支援する事業や、人権教育・啓発に関する事業を実施するとともに、学習機会の情報を発信するなど、今後とも市民から親しまれる施設運営に努めてまいります。

1 講座、講演会、研修会等の開催に関する事業

市民が生涯にわたって行う自主的な学習活動を推進・支援するとともに、市民一人ひとりが社会の一員として、地域の中で主体的に学び、その成果をコミュニティや新たなまちづくりに活かすことができるよう、多様な機関・団体等とも連携しながら、事業の充実に取り組みます。

また、人権講座や人権の集い等の事業実施にあたっては、区においても積極的に関わりながら、しっかりと取り組みます。

2 音楽、演劇、美術その他芸術の発表会等の開催及びその奨励に関する事業

優れた文化芸術を身近に感じ、地域における文化・芸術の振興を図るとともに、指定管理者が持つ民間企業の知識と経験を活用し、文化芸術の奨励に繋がる企画事業を推進します。

3 施設の管理運営の充実

市と指定管理者が連携を図りながら、サービスの向上に努め、利用者に親しまれる施設を目指すとともに、適切な施設の維持管理を行うなど、安心・安全な管理運営を行います。